

堺市・泉大津市 はしご付消防自動車連携・協力実施計画



令和 5（2023）年 5 月
堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会

目 次

第 1 部 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題・将来予測		1
2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針		4
3 連携・協力実施の検討体制		4
4 連携・協力に伴う実施スケジュール		4

第 2 部 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

1 連携・協力を行う消防事務内容		5
2 連携・協力を行う地域		5
3 連携・協力を行う方法		6
4 連携・協用に要する人員の配置		6
5 連携・協力に伴う車両等の整備計画		6
6 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法		6

第 3 部 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に 関する事項

第 4 部 今後の調整事項

第 1 部 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題・将来予測

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか災害等による傷病者の搬送を適切に行うことが任務となる。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している中、自治体消防において出場体制や専門員の確保等には限界があることや財政運営面での厳しさが課題とされている。

また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要があるとされている。

(1) 消防の連携・協力の推進

平成 29（2017）年 4 月 1 日付け総務省消防庁から「消防の連携、協力の推進について（通知）」が発出された。

また、消防用車両等の共同整備については、取組の更なる推進を図るため、令和 4（2022）年 3 月 31 日付け「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について（通知）」が発出され、これまで防災対策事業債の対象としていたところ、令和 4（2022）年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとなった。

(2) 大阪府下の広域及び連携・協力の動き

・北部ブロック

- ① H27（2015）.4.1 能勢町が豊中市へ委託による広域化
- ② H27（2015）.4.1 豊中市と池田市の指令台の共同運用
- ③ H28（2016）.4.1 豊能町が箕面市へ委託による広域化
- ④ H28（2016）.4.1 吹田市と摂津市の指令台の共同運用
- ⑤ R6（2024）（予定）豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の指令台の共同運用
- ⑥ R7（2025）（予定）高槻市、島本町の指令台の共同運用

・大阪市域

- ① R6（2024）（予定）大阪市と松原市の指令台の共同運用

・堺市域

- ① R3（2021）.4.1 大阪狭山市が堺市へ委託による広域化
- ② R6（2024）（予定）堺市と和泉市の指令台の共同運用

・東部ブロック

- ① H26（2014）.4.1 大東市と四条畷市の一部事務組合による広域化
- ② H27（2015）.4.1 枚方寝屋川消防組合と交野市の指令台の共同運用
- ③ H27（2015）.7.6 枚方寝屋川消防組合と交野市のはしご自動車・救急車共同整備

・南河内北ブロック・新南河内ブロック

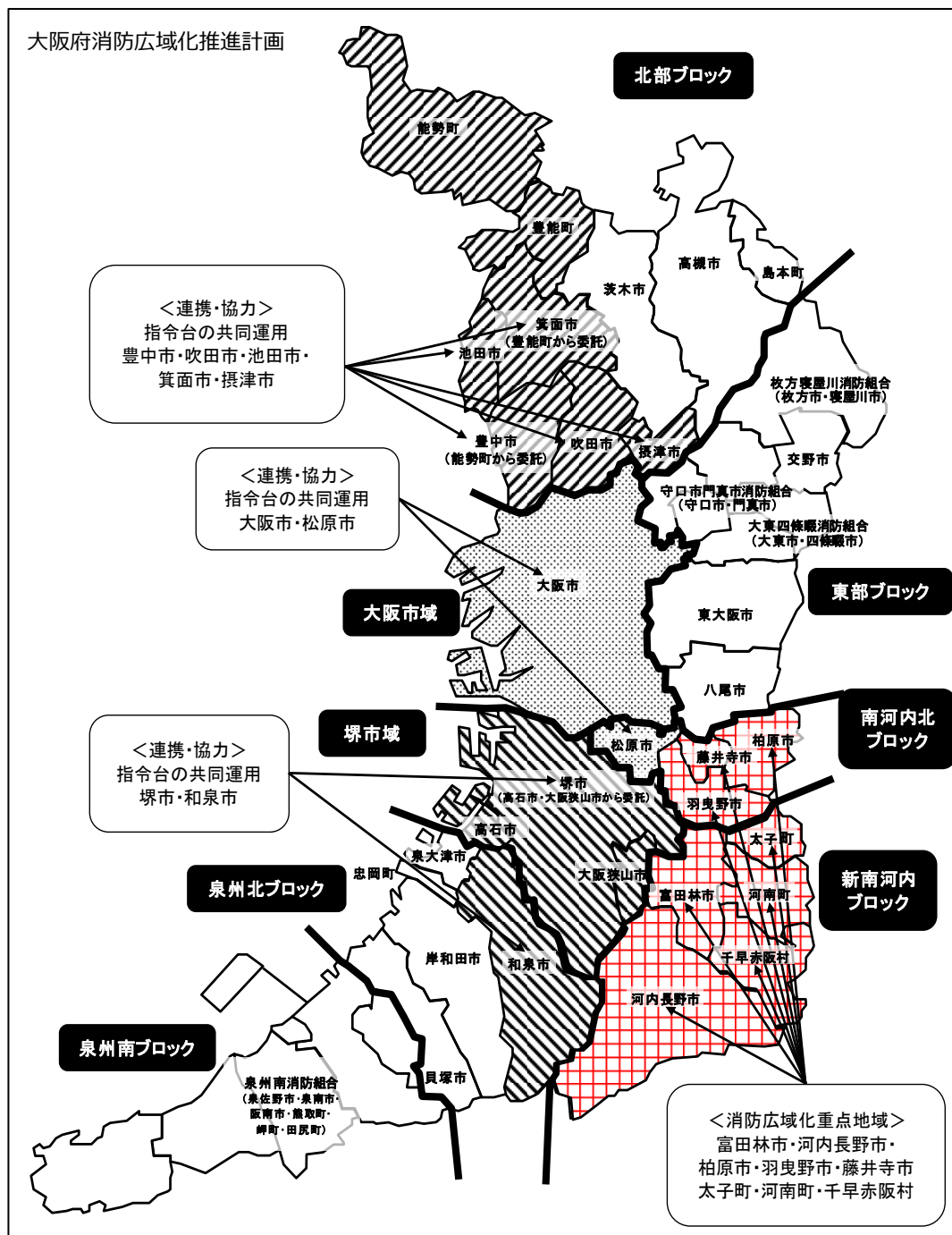
- ① H26（2014）.10.1 河南町が富田林市へ委託による広域化
- ② R6（2024）（予定）富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村による広域化

・泉州北ブロック

- ① R3（2021）.2.26 岸和田市と忠岡町の指令台の共同運用

・泉州南ブロック

- ① H25（2013）.4.1 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町の一部事務組合による広域化



(3) 堺市消防局・泉大津市消防本部の現状比較及び将来予測

・ 管轄の面積及び人口等

	面積 (Km ²)	市街化区域面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
堺市消防局	173.05	12,581	940,532	413,357
堺市	149.83	10,735	826,447	366,110
高石市	11.30	1,112	55,599	23,086
大阪狭山市	11.92	734	58,486	24,161
泉大津市消防本部	13.67	1,431	74,431	32,497

(令和 3 (2021) 年度 大阪府市町村ハンドブック)

・ 将来予測人口 (令和 7 (2025) 年から令和 22 (2040) 年まで)

	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
堺市消防局	918,383	889,072	856,272	823,083
堺市	812,527	788,400	761,112	733,512
高石市	50,128	46,727	43,329	39,994
大阪狭山市	55,728	53,945	51,831	49,577
泉大津市	70,437	67,014	63,562	60,249

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計))

・ 中高層建物の状況

項目	堺市消防局	泉大津市消防本部
中高層建物 (※)	2,168 棟	113 棟

※6 階建以上又は 5 階建以下の建物で軒高 15m を超える建物

・ はしご付消防自動車 (40m 級) の過去 2 年間の出場件数

災害種別		火災	救助	警戒	その他	応援	計
消防本部							
堺市消防局	R3 (2021)	10	16	8	2	1※1	37
	R2 (2020)	10	9	9	1	2※1	31
泉大津市消防本部 ※2	R3 (2021)	0	0	0	0		0
	R2 (2020)	0	0	0	0		0

※1 堺市と大阪狭山市におけるはしご付消防自動車の運用委託に係る消防応援協定書 (H31 (2019) .3.15 締結) に基づく応援出場

※2 泉大津市消防本部は受援件数

2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

はしご付消防自動車（40m級）の運用等の連携・協力により、消防体制の広域的な運用及びはしご付消防自動車の整備や維持管理費の効率化を実現し、両市の市民サービスの向上を図る。

（連携・協力実施による効果）

- ・ 堺市：整備費用及び維持管理費用の低減、消防戦術の共有等により受援時における体制強化が図れる。
- ・ 泉大津市：整備費用及び維持管理費用の低減、現場活動要員の増強に伴う消防力の強化及び消防戦術の共有等により受援時における体制強化が図れる。

3 連携・協力実施の検討体制

地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づくはしご付消防自動車（40m級）の連携協約について、協議及び調整を行うため、規約により堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を設置する。また、連携・協力の実施後において、事務の管理及び執行について連絡調整を図るため定期的に連絡会議を開催する。

4 連携・協力に伴う実施スケジュール

（1）経緯

年月日	事項
令和 4（2022）年 7 月 1 日	第 1 回事前調整会議
令和 4（2022）年 8 月 1 日	第 2 回事前調整会議
令和 4（2022）年 9 月 26 日	はしご付消防自動車（40m級）の連携・協力に向けた協議の合意
令和 4（2022）年 10 月 19 日	第 1 回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会
令和 4（2022）年 10 月 25 日	第 1 回 調整会議（総務部門）
令和 4（2022）年 11 月 11 日	第 2 回 調整会議（総務・警防部門）
令和 4（2022）年 11 月 11 日	第 3 回 調整会議（警防部門）
令和 4（2022）年 11 月 22 日	第 2 回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会
令和 4（2022）年 12 月 13 日	第 4 回 調整会議（総務部門）
令和 4（2022）年 12 月 21 日 ～令和 4（2022）年 12 月 26 日	第 3 回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会 （書面会議）
令和 5（2023）年 3 月 15 日 ～令和 5 年（2023）4 月 14 日	パブリックコメント実施
令和 5（2023）年 4 月 24 日 ～令和 5（2023）年 4 月 28 日	第 4 回 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会 （書面会議）

（2）今後のスケジュール

月 日	事 項
令和 5（2023）年 6 月	市議会における連携協約の締結に関する協議の議決
令和 5（2023）年 7 月	堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車に係る連携協約締結
令和 6（2024）年 4 月	運用開始

第 2 部 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

1 連携・協力を行う消防事務内容

堺市と泉大津市における消防事務のうち、はしご付消防自動車（40m級）を共同で運用する。

（1）出場体制

泉大津市からの要請に基づき、堺市のはしご付消防自動車（40m級）及びはしご支援隊として消防ポンプ自動車 1 台が市域を越えて出場し対応する。

（2）指揮命令

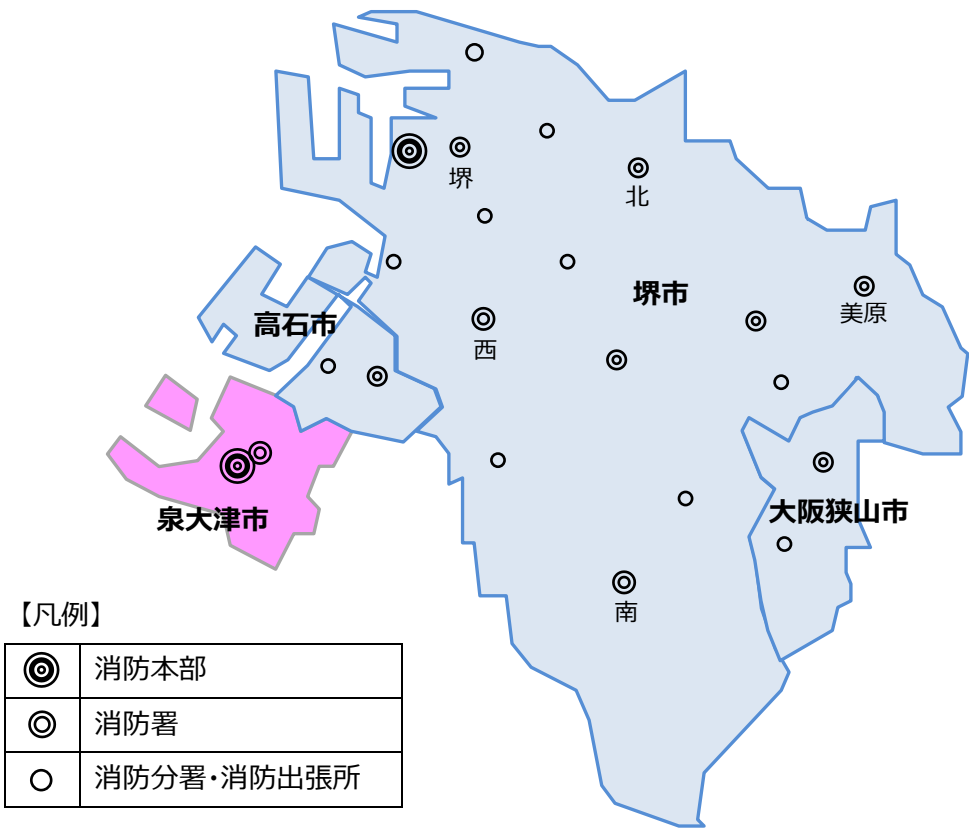
堺市から泉大津市に出場したはしご及びポンプ小隊は、泉大津市消防本部の指揮下に入る。

2 連携・協力を行う地域

連携・協力を行う地域については、堺市消防局の管轄区域（堺市・高石市・大阪狭山市）と泉大津市消防本部の管轄区域とする。なお、各市のはしご付消防自動車（40m級）の配置場所及び各署所については下記のとおり。

（1）消防署所数と位置

- ・ 堺市消防局：1 本部・9 消防署・1 分署・9 出張所
- ・ 泉大津市消防本部：1 本部・1 消防署



(2) はしご付消防自動車（40m級）の配置状況

消防本部	消防署	所在地
堺市消防局	堺消防署	堺市堺区市之町西 1 丁 1 番 27 号
	西消防署	堺市西区鶴田町 29 番 18 号
	南消防署	堺市南区原山台 1 丁 14 番 1 号
	北消防署	堺市北区新金岡町 4 丁 1 番 2 号
	美原消防署	堺市美原区黒山 6 番地 1
泉大津市消防本部	—	—

3 連携・協力を行う方法

地方自治法第252条の2の規定に基づく連携協約の方式とする。

4 連携・協用に要する人員の配置

はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）を運用するための必要人員は、堺市の消防職員から配置する。

5 連携・協用に伴う車両等の整備計画

はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車について、両市により新たに共同で整備するのではなく、堺市が既に保有する車両を共同で運用する。連携・協力実施後に更新する車両は両市で整備する。

6 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

(1) 初期的経費

連携・協力を開始するために必要となる初期的経費は、泉大津市が負担する。

(2) 分担方法

連携・協用に要する経費は、負担金として泉大津市から堺市に支払うものとする。

(3) 負担金

負担金は、堺市のはしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）の運用に係る経費（以下「按分対象経費」という。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

【負担金の計算式】

$$\text{泉大津市の負担金} = \frac{D}{A+B+C+D} \times \text{按分対象経費}$$

A：堺市基準財政需要額、B：高石市基準財政需要額

C：大阪狭山市基準財政需要額、D：泉大津市基準財政需要額

(4) 按分対象経費

① 経常経費（人件費）

はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台の運用に係る職員数に、堺市の消防職員の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とする。

② 経常経費（人件費除く）

はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台分の維持管理及び整備に係る経費（国庫支出金及び市債除く）を按分対象経費とする。

③ 公債費

はしご付消防自動車（40m級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台分に係る当該年度の公債費（地方交付税算入分を除く）を按分対象経費とする。

第 3 部 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

両市の間で連携・協力に係る連絡会議を設置し、はしご付消防自動車（40m級）の整備及び運用に係る経費の負担並びに事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行うとともに、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携等についても協議、検討及び情報共有を行う。

第 4 部 今後の調整事項

今後、連携・協に伴う両市消防本部における調整事項については下記のとおり。

- 指令及び出場体制等
- 連携・協力に係る各市の権限と責任の明確化等